

後期高齢

平成27年の後期高齢者医療保険料の保険料率をお知らせします

●問い合わせ 役場健康保険課 国保・医療係 ☎096(293)3114

平成27年度	
均等割額	47,900円
所得割率	9.26%

保険料率は昨年度から変更ありません。

■保険料の計算方法

保険料額 均等割額 所得割額  
(年額) = 47,900円 + (総所得金額など - 33万円) × 9.26%

※保険料の上限額は年額57万円です。

平成27年度も保険料軽減は継続します

所得が低い人や被用者保険加入者(※)に扶養されていた人の保険料は、継続して軽減されます。  
(※)被用者保険とは協会けんぽ、健保組合、共済組合などです。

個人ごとの保険料は8月に通知します

個人ごとの保険料は、8月に年間保険料が確定した後、「保険料額決定通知書」で通知します。

後期高齢者医療保険料の平成27年の保険料率は次の通りです。

相談

妊娠・出産・子育てなどの悩みをご相談ください

●問い合わせ 下記の各機関にお問い合わせください

妊娠とこころの相談

思いがけない妊娠などの相談を専門スタッフがご受けします。

▼相談機関

熊本県女性相談センター

▼相談専用電話番号  
☎096(381)4340

▼相談日・時間  
毎週月曜日・土曜日  
(祝日を除く)

午前9時～午後8時

出産・養育についての相談

子どもの出産・養育について不安のある人はご相談ください。

▼相談機関

熊本県中央児童相談所

▼相談日・時間  
☎096(381)5010  
平日午前8時30分～午後5時15分

▼相談機関

熊本県八代児童相談所

▼相談日・時間  
☎0965(32)4426  
平日午前8時30分～午後5時15分

募集

大津町非常勤職員・臨時職員・登録制業務補助員募集

●問い合わせ 役場総務課 人事秘書係 ☎096(293)3111

非常勤職員

職種	勤務地	勤務日	勤務時間	資格など	社会保険	雇用保険	備考
保育士	大津保育園 または分園	月～金のうち週4日 (まれに土日勤務の可能性あり)	8:45～17:00を 基本に週29時間	保育士	有	有	任用期間1～3年、 月額142,100円
特別支援補助員	町内小中学校	月～金 (開校時のみ)	8:00～17:00の うち5時間30分		無	有	任用期間1～3年、 月額5,100円

臨時職員

職種	勤務地	勤務日	勤務時間	資格など	社会保険	雇用保険	備考
一般事務	本庁ほか	月～金	8:30～17:15の うち5時間30分	なし	無	有	任用期間6カ月(更新あり)、 月額4,270円
特別支援補助員 (看護師資格有)	室小学校	月～金 (学校開校時のみ)	8:00～17:00の うち6時間30分	看護師	有	有	任用期間6カ月(更新あり)、 月額6,370円
給食調理員	学校給食 センター	月～金のうち 週4日	8:30～16:45	調理師か実務 経験2年以上	有	有	任用期間:7月30日まで (更新なし)、月額7,825円

登録制業務補助員

職種	勤務地	勤務日	勤務時間	資格など	社会保険	雇用保険	備考
看護師	健康保険課	月2日程度 (健診時のみ)	主に 13:00～17:00	看護師	無	無	登録期間:2年間、 時間賃金

- 申込期限 4月15日(水) ○受付時間 午前9時～午後5時(土、日、祝を除く)
- 申込方法 履歴書および資格証明書(写し)を役場総務課に提出してください。
- 任用開始 平成27年4月以降
- その他 ①申込者については面接を実施予定です(登録制業務補助員は書類選考のみを予定)。  
②募集の詳細などは変更になる場合があります。不明な点はお気軽にお尋ねください。

後期高齢

後期高齢者医療保険の資格のある人に人間ドックの受診費用を補助します

●申し込み・問い合わせ 役場健康保険課 国保・医療係 ☎096(293)3114

大津町在住の後期高齢者医療保険の資格を持つ人に、疾病の早期発見および健康増進の一つとして、人間ドックの受診費用を補助しています。受診を希望する人は、確認事項をよく読んでお申し込みください。

- ①対象者(次の項目にすべて該当する人)
  - ・大津町の住民で後期高齢者医療保険の資格を持つ人
  - ・保険料の未納がない人
- ②補助金額 検査費用の7割(上限25,000円)
- ③申込期限 5月29日(金)
- ※定員60人になり次第締め切ります
- ④申込方法 役場健康保険課または町子育て・健診センターに後期高齢者医療保険証と印かんをお持ちの上、お申し込みください。
- ⑤委託予定医療機関 菊池郡市医師会立病院、日赤熊本健康管理センター、済生会熊本病院、総合保健センター
- ⑥確認事項
  - 人間ドックを申し込んだ人の情報(住所・氏名・性別・生年月日など)を希望する委託医療機関にお知らせします。
  - 町の集団健診(ふるさと総合健診、特定健診など)と重複受診はできません。
  - 町が健診結果を委託医療機関から取得すること、必要に応じて保健指導を行うことに同意して、申し込みをお願いします。

福祉

児童扶養手当を知っていますか

●問い合わせ 役場福祉課 福祉係 ☎096(293)3510

児童扶養手当は、ひとり親家庭などの生活の安定と自立を支援し、児童の健全な成長を願って支給する手当です。

- ▼対象者 次に該当する児童を育てている父母か養育者(父母に代わり児童を育てている人)
  - ・父母が婚姻(事実婚含む)関係を解消(離婚)した児童
  - ・父か母が死亡した児童
  - ・父か母に一定以上の障害(障害年金1級相当)がある児童
  - ・母が婚姻によらないで妊娠した児童
  - ・その他遺棄や拘禁などで父か母に育てられない児童など
- ▼手当額 4月分から、各種手当額が改定されます。
  - ・月額 42,000円～9,680円
  - ・加算 第2子5,000円  
第3子以降1人につき3,000円
- 手当額は、受給者、受給者と生計を同じにする扶養義務者の前年の所得で決まります(所得制限額を超えると支給されません)。
- ※事実上の婚姻関係(同居など内縁関係を含む)になったときや、児童が施設入所している場合などは手当が支給されません。その他にも支給要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

福祉

在宅で重度(または中度以上)の障害がある人には手当が支給されます

●問い合わせ 役場福祉課 福祉係 ☎096(293)3510

各種手当の申し込みは随時受け付けています。対象者は次のとおりです。

特別児童扶養手当

在宅で、中度以上の障害のある20歳未満の児童を養育している人

- ▼手当月額
  - (1級) 51,100円
  - (2級) 34,030円

特別障害者手当

身体または知的・精神に重複する重度の障害があり、日常生活に常に介護を必要とする20歳以上の在宅の人

- ▼手当月額 26,620円

障害児福祉手当

身体または知的・精神に重度の障害があり、日常生活に常に介護を必要とする20歳未満の在宅の人

- ▼手当月額 14,480円

※所得制限があります。施設などの入所には支給されません。

◆手当額について

平成27年4月分から、各種手当額が改定されます。改定後の額は、各欄「▼手当月額」のとおりです。